

日本看護学会誌 投稿要綱

1. 本学会誌の主旨

本学会は、非会員を含む看護職の実践にねざした学術研究の振興を通して看護の質の向上を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

- ①あらゆる場の看護実践にねざした研究を推進する。
- ②根拠に基づく看護の展開がさらに進むよう、実践の場で活用される研究を推進する。
- ③看護の質向上に資する医療福祉及び看護政策に関する情報共有の場とする。
- ④社会のニーズに積極的に応えていくため、地域包括ケアシステムの推進に資する情報共有及び連携の場とする。

本学会誌の掲載方針

- ①実践にねざした内容であり、実践に役立つ示唆があり、論理的に示されている論文・報告を掲載
- ②看護全般にわたる包括的な学会として、地域包括ケアの実現に向け、あらゆる場で活動する本学会会員が取り組んだ論文・報告を掲載
- ③保健医療福祉及び看護政策に関する情報共有のため、本学会学術集会における講演要旨や企画要旨も掲載

2. 投稿資格及び条件

- 1) 筆頭著者および看護職の共著者は、公益社団法人日本看護協会の会員であること。看護職以外で会員と共同で行った場合は、非会員でも共著者としての資格を有する。
- 2) 未発表の内容であること(他学会誌および出版物等に未投稿、未掲載のものに限る。ただし学会・研究会抄録集、修士論文・博士論文(既に機関リポジトリに全文を公開している論文は除く)、科学研究費報告書、事業報告書に発表された内容は二重投稿とはみなさないが、その旨を本文内に付記すること)。
- 3) 倫理的に配慮された内容であること。
- 4) 看護職の免許取得後に行われた研究・実践であること。
- 5) 本要綱に則って作成され、不備がないこと。
- 6) 本学会誌における投稿及び掲載後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ(目的、方法、結果、考察が同じ)内容について、投稿や発表を行わないこと。
- 7) 上記及び「日本看護学会における不正行為への対応要領」に準じた違反行為が明らかになった場合には、「日本看護学会における不正行為への対応要領」に基づき措置を行う。

3. 原稿種別

原稿の種別は、原著、研究報告、実践報告であり、内容は下記のとおりである。

【原著】独創的な研究の視点があり、研究手法を用いて明らかにした新しい事実や知見について完成度高くまとめられた、看護の発展に寄与する論文

【研究報告】研究手法を用いて明らかにした事実や知見についてまとめられた、共有するに値する論文

【実践報告】共有するに値する発展的な取り組みやそこから得られた成果についてまとめられた報告

4. 倫理的配慮

1) 倫理的配慮について

- (1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日制定）」（以下「指針」という。）を熟読し、指針の「人を対象とした研究」に該当する研究は倫理審査を受けていること。
 - ・所属施設に倫理審査委員会がない場合は、相当する機関（※）等による組織的承認を得ていること
 - ※相当する機関とは、都道府県看護協会や大学等他組織の倫理審査委員会及び所属施設内において研究の実施にあたり倫理的観点から審査・承認を行う会議体を指す
 - ・行った倫理的配慮の内容は本文内に記載する。承認を得た倫理審査委員会あるいは会議体の正式名称を本文内に記載すること。
- (2) 指針で適用範囲外とされている研究については倫理審査は不要であるが、個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮については、本文内に記載すること。
 - ・倫理審査の適用範囲については指針および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（令和3年4月16日制定）」を参照し、倫理審査を必要とするかどうか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことを推奨する。
- (3) 指針の適用範囲外である研究及び実践報告は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い、事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人又は代諾者等の同意を得なければならない。発表にあたっての倫理的配慮の内容は本文内に記載すること。

2) 対象施設や対象者の特定を避けるため、次の表記に注意すること（個人情報の保護）。

- ・「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A病院」「A病棟」など匿名化すること。
 - ・氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。例：「神奈川県」→ ×「K県」○「A県」
 - ・患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。
 - ・患者の氏名、住所、診療 ID および患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。
- 3) 許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭著者自身があらかじめ使用許諾を得た上で、著者が必要な許諾を得たことを記載する。薬品や検査器具等は一般名称を用い、（ ）内に商品名、登録商標の場合は®を記載すること。

5. 利益相反

「日本看護学会における利益相反に関する指針」に則り、著者全員の利益相反状態を適正に開示する。

6.に示す申告書を提出するとともに、本文内にも利益相反状態を記載すること。

6. 投稿方法

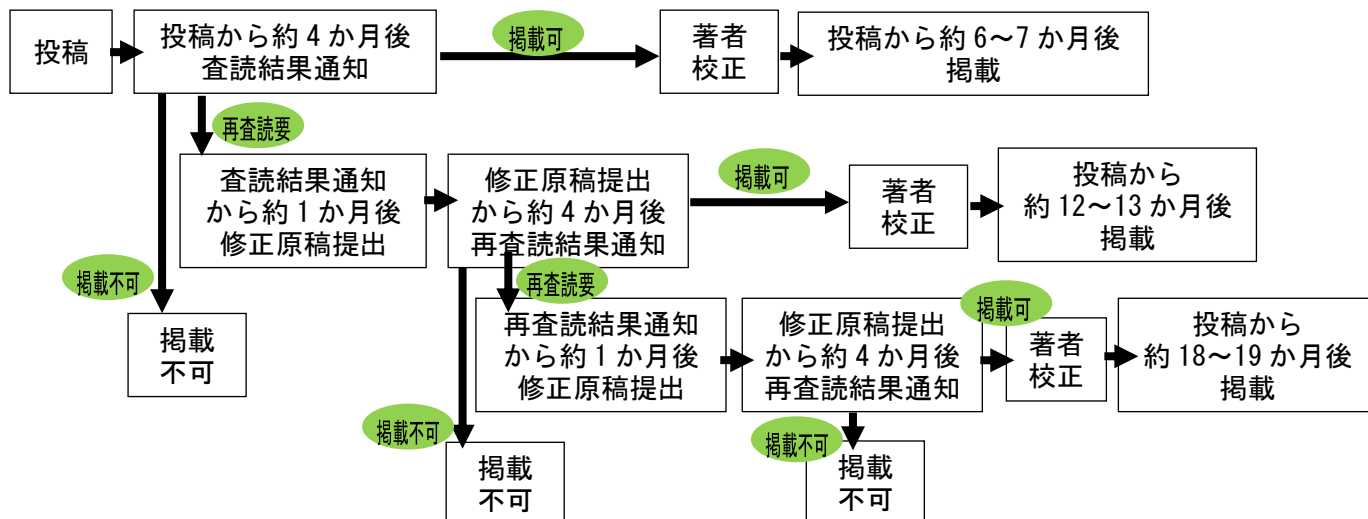
- 1) 投稿は論文登録・選考管理システムで行う。
- 2) 原稿とともに、下記書類を論文登録・選考管理システムにアップロードする。
 - ・日本看護学会誌投稿 自己申告による利益相反（COI）申告書

7. 原稿の受付および採否

- 1) 本投稿要綱に則っていない原稿は受け付けないことがある。
- 2) 原稿の採否は査読（1原稿2名以上の査読者による）を経て、論文審査・編集委員会において決定する。

- 3) 査読者および論文審査・編集委員会から、原稿の種別の変更を著者に求めることがある。
- 4) 査読結果を受けた修正原稿は、査読結果通知から 1 か月以内に、修正箇所の有無とその内容について記載した回答文書とともに再提出することを原則とする。再提出がされない場合は、投稿を辞退したものとみなすが、再投稿を妨げるものではない。

参考：投稿から掲載までのスケジュール目安



8. 執筆要領

- 1) 投稿時は、投稿チェックリストに従って提出前に原稿を確認すること。
- 2) 投稿原稿はホームページにある指定様式をもとに MS-Word で作成すること。標準的なフォント (MS 明朝, MS ゴシックなど)、10.5 ポイントで A4 横書き 35 文字×28 行で作成する (1 ページ約 1,000 字)。各頁の下中央に頁数を記入する。
- 3) 投稿原稿は和文・新かなづかいを用い、外国語はカタカナ表記とする。数字および英字は半角とする。
- 4) 原稿ファイルは表紙、抄録、本文、図表の順で構成する。
- 5) 表紙には「タイトル」、「サブタイトル (あれば)」、「キーワード」及び「図表の添付枚数」を記載する。表紙に氏名や所属施設は記載しない。
- 6) キーワードは 5 つ前後とする。
- 7) 抄録は 400 字程度とする。文字数には含まない。
- 8) 文字数と項目立て

原稿種別	文字数	項目立て
原著	16,000 字以内	I. はじめに II. 目的 III. 方法 IV. 倫理的配慮 V. 結果 VI. 考察 VII. 結論 VIII. 引用文献
研究報告	16,000 字以内	I. はじめに II. 目的 III. 方法 IV. 倫理的配慮 V. 結果 VI. 考察 VII. 結論 VIII. 引用文献
実践報告	8,000 字以内	I. はじめに II. 目的 III. 看護実践 IV. 倫理的配慮 V. 結果・ 成果 VI. 看護実践への示唆 VII. 引用文献

- 9) 見出しは、I.・II.・III. …、1.・2.・3. …、1)・2)・3) …、(1)・(2)・(3) …の順で記載する。
- 10) 図表は、図 1、表 1 などの通し番号をつける。本文の後ろに 1 ページ 1 枚に作成する他、システム上にオリジナルデータ (XLS、JPG など) をアップロードする。図表挿入希望位置は本文中 ()

にて指定する。図表はその大きさによって、A4 サイズ 1/4 ページで 250 字、1/2 ページで 500 字、1 ページで 1,000 字と換算する。

- 11) 学術集会にて発表している旨や修士・博士論文に加筆・修正を加えたことを記載する場合は、本文内の利益相反状態の前に記載する。

例：本論文の内容の一部は、第〇回〇〇〇〇〇学会学術集会において発表した。

- 12) 利益相反状態について、本文内の引用文献の前に記載すること。

例：(ない場合) なお、本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

(ある場合) 筆頭著者は「企業名」より、報酬を受理している。

- 13) 文献

- (1) 引用文献は引用順に本文の引用箇所の肩に¹⁾ ²⁾と番号をつけ、本文原稿の最後の一括して引用番号順に記載する。

- (2) 引用文献は次のように記載する。共著者は3名まで表記し、それ以外は他とする。

<雑誌掲載論文>

- ◆ 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次)。

例) 学会花子：看護研究の〇〇〇について,〇〇看護,25(11),p.35-38,2008.

例) 学会花子,日本協子,清瀬看子,他：看護の〇〇〇研究,第〇回日本看護学会論文集(看護管理),p.5-8,20△△.

<単行本>

- ◆ 著者名：書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例) 学会花子：看護実践研究の手引き(3),〇〇看護出版,p.145,2006.

- ◆ 著者名：表題名,編者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例) 学会花子：研究における〇〇,日本協子編,看護実践研究(2),△△出版,p.76-88,2007.

例) 前掲書1),p.115.

<翻訳書>

- ◆ 原著者名：書名(版),発行年,訳者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例) Alice Williams：Nursing Research(4),2001,学会花子訳,看護研究(4),〇〇看護出版,p.298,2003.

<電子文献>

- ◆ 著者名：表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次),アクセス年月日, URL.

- ◆ 発行機関名(調査/発行年次),表題,アクセス年月日, URL.

例) 文部科学省,厚生労働省(2021),人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針,2021年12月6日閲覧,<https://www.mhlw.go.jp/content/000757566.pdf>.

※公的機関から提供される情報(統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする

9. 著作権

日本看護学会誌に掲載された著作物(電子媒体への変換による利用も含む)の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に帰属する。(掲載可となった際には、著者・共著者全員の「著作権同意書」を送付すること。)著者・共著者自身が利用する場合、これらの権利を拘束するものではないが、事前に本学会宛に申請し許可を得ること。

10. 著者校正

査読を経て掲載可となった投稿原稿については著者による校正を1回行う。編集委員からの加筆・修正依頼を除き、著者による加筆・修正は原則として認めない。

11. 著者が負担すべき費用

掲載料は原則として無料とする。著作権同意書送付時の郵送料は著者負担とする。また、不正行為に伴い発生した訂正等に要する費用は原則として著者が負担する。

2022年1月7日制定